

令和7年度森林経営管理推進事業
(林業リーディングモデル養成事業) 審査基準

令和7年4月18日

広島県農林水産局林業課

森林経営管理推進事業（林業リーディングモデル養成事業）に係る公募の審査については、次のとおり、行うものとする。

1 審査方法

森林経営管理推進事業（林業リーディングモデル養成事業）審査会において、申請書類により資格要件を満たしているか確認した上で、次の評価項目により審査する。

2 評価方法・項目

提出された申請書類のうち、事業計画書（広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（昭和57年7月1日制定。以下「県交付要綱」という。）別記様式第2号）及び、交付申請者概要説明書（県交付要綱別記様式第2号の付）、並びに添付資料により、書類審査を行うものとする。

審査会の委員は次の項目について、(3)の5段階評価により点数化し、項目ごとの採点結果を合計して、平均したものを当該対象者の得点とする。

(1) 森林組合

項目	評価項目	配点
1 課題認識 と計画の 整合性	主伐後の再造林率の低迷等の業界課題や、自組合の経営課題を認識した上で、目標・計画が適切に立案されているか。 【事業計画書 1、2】	20
2 森林経営 の信頼性	管内地域の森林において持続的な林業経営を確立するため、長期的視点を有した経営理念を持ち、今後の林業経営適地の経営管理を担うことができる森林整備の体制（保育・木材生産）を有しているか。 【事業計画書 2】	10
3 目標値	現状に対して、適切な目標値（年間生産量概ね1万m ³ 以上）を設定し、取扱量の増加や人材雇用、賃上げ等、県内への波及効果が見込める内容となっているか。 【事業計画書 2、交付申請者概要説明書 2】	20
4 実施体制	担当者及び責任者が明確であり、事業の実施体制が確保されているか。 又、経営改善による変化に対して組合内の合意形成が可能であるか。 【事業計画書 3】	20
5 改善実績	過去、事業増大や業務改善について独自の創意工夫を行い、課題の解決や業務改善した実績が十分にあるか。 【交付申請者概要説明書 3】	20
6 財務	財務諸表から健全な財務状況であると判断でき、事業計画の経費区分が適切であるか。 【決算書類3か年分】	10
合 計		100

(2) 森林組合以外の林業経営者

項目	評価項目	配点
1	課題認識と計画の整合性 主伐後の再造林率の低迷等の業界課題や、自社の経営課題を認識した上で、目標・計画が適切に立案されているか。 【事業計画書 1、2】	20
2	森林経営の信頼性 管内地域の森林において持続的な林業経営を確立するため、長期的視点を有した経営理念を持ち、今後の林業経営適地の経営管理を担うことができる森林整備の体制（保育・木材生産）を有しているか。 【事業計画書 2】	10
3	目標値 現状に対して、適切な目標値（年間生産量概ね1万m ³ 以上）を設定し、取扱量の増加や人材雇用、賃上げ等、県内への波及効果が見込める内容となっているか。 【事業計画書 2、交付申請者概要説明書 2】	20
4	実施体制 担当者及び責任者が明確であり、申請された事業の実施体制が確保されているか。又、組織内の合意形成が可能であるか。 【事業計画書 3】	20
5	改善実績 過去、事業増大や業務改善について独自の創意工夫を行い、課題の解決や業務改善した実績が十分にあるか。 【交付申請者概要説明書 3】	20
6	財務 財務諸表から健全な財務状況であると判断でき、事業計画の経費区分が適切であるか。又、今後の企業成長が可能であるか。 【決算書類3か年分】	10
合 計		100

(3) 評価内容別の配点基準

段階	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
10点配点	0	2.5	5	7.5	10
20点配点	0	5	10	15	20
評価	劣っている	やや劣っている	普通	優れている	非常に優れている
	内容が不適切である	内容が不明確又は不十分である	内容が明確であり、成果が期待できる	内容が明確であり、高い成果が期待できる。	内容が明確であり、県内へ広く波及する成果が期待できる

なお、最低基準点は合計60点とする。

3 審査関連情報の開示・公開

審査委員会及びその会議資料は、原則として非公開とする。ただし、審査の結果、採択された事業の企業名は、公開する。